

## 平成 27 年度長久手市社会福祉協議会事業計画

事業名 (箇条書き)	事業概要 (箇条書き)	課題	目標 明確に、数値で、いつまでに	具体的実施（取組）事項	担当係
心配ごと相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士による無料法律相談</li> <li>・人権擁護委員による心配ごと相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権相談の内容が分かりにくく、相談者が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8月までに人権相談の具体例を示すチラシを作成し、事務所のラックに設置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシの作成。</li> </ul>	総務係
福祉の家窓口業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あったかあどの発行、福祉の家貸館業務等。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸館に関する細かいルールがなく時折苦情の発生。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月までに貸館ルールを作成、8月まで窓口で周知後、9月より完全実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸館に関するルールを考案し、委託元の長寿課確認のうえで実施。</li> </ul>	総務係
広報紙「福祉のまちながくて」発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会でやる事業などの広報紙として、事業等の周知。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部からの意見をもらう機会が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10名のモニターを確保。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月の広報紙で市民よりモニターを公募。</li> </ul>	総務係
社会福祉大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内福祉関係者が集い、社会福祉の発展の功績者を表彰。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25、26年度は福祉まつりと同日開催を行ったが、別々で開催すべきとの意見があり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人設立30周年記念大会として、記念講演を大会と共に実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度、福祉まつりとは、別日で開催。</li> <li>・法人設立30周年記念大会として開催。</li> </ul>	総務係
理事会・評議員会・監事会の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事、評議員、監事による会で、事業計画、予算、事業報告、定款変更等の、法人運営にかかる重要案件等の議決、執行の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会・評議員会の役割を明確化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回、10月頃に開催する理事会・評議員会の終了後に研修会を開催。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員、評議員に役員等の役割、社協事業の研修会を開催。</li> </ul>	総務係
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会の事業紹介、告知・事業計画等の掲載、ブログの投稿等。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会と関係の薄い画像等が一部使用。</li> <li>・各部署の更新の遅滞の発生。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随時、写真等を撮影して、関連した画像に変更する。</li> <li>・法人として各部署の毎月のリリース状況、最新化を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務係より更新の滞りの箇所が見られる場合は、部署に確認の実施。</li> </ul>	総務係
地域交流のつどい・サロン活動助成事業【重点事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に居場所ができることで、閉じこもり、孤立の防止、健康増進になるよう、サロンを立ち上げ・運営する団体に対し、助成金の交付や運営の相談対応。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小校区によってサロン数の偏りがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各小校区に3か所以上のサロンを設立。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サロンが少ない南小校区で新規サロンが、計3か所になるよう支援。</li> <li>・説明会を兼ねた交流会の開催。</li> </ul>	地域福祉係

事業名 (箇条書き)	事業概要 (箇条書き)	課題	目標	具体的実施(取組)事項	担当係
見守りサポーター ながくて 養成事業【重点事業】	・見守りが必要な人の早期発見を担う地域のアンテナ役の見守りサポーターの初級、中級、上級の養成。	・見守りのシステムが円滑に進むように、養成後の支援が必要。	・初級講座は、随時開講。 出張講座も開講。 ・中級講座を年2回開講(6月、12月) ・上級講座を年1回開講(2月) ・交流会を年1回開催。	・民生委員・児童委員、サロン主催者も交えた交流会を開催。	地域福祉係
地区社協事業【重点事業】	・困っている人を支援する仕組みを住民と話し合う組織として、地区社協を設置。	・新規事業であるため、地区社協の周知が必要。	・西、北、市が洞小校区に、地区社協を設置。	・運営委員への委嘱式を実施。 (西、北、市が洞小校区) ・各小校区(西、北、市が洞)で部会を設置。	地域福祉係
各種講座の開催	・誰もが、安心して暮らせるために、多分野に渡る講座を開催する。	・子どもから高齢者まで、対象者が偏らないような講座を企画。	・単発講座を8回開催。	・1～2か月毎に企画。	地域福祉係
福祉実践者のつどい	・市内の福祉事業所の職員同士の交流を目的に開催し、事業所間同士のネットワークを構築。	・各事業所間で連携を図れるような機会が必要。	・年4回、3か月毎に実施。	・ネットワーク構築のための交流会、市内福祉の課題となるテーマで事例検討等の勉強会を実施。	地域福祉係
地域福祉活動計画の推進	・地域福祉の設計図である地域福祉活動計画に沿って事業を推進。	・計画の進行管理が必要。	・計画推進委員会を年1回開催。	・計画推進委員会を設立。	地域福祉係
共同募金運動への協力及び共同募金配分事業の実施	・住民相互の助け合いと地域福祉の推進を目的に、赤い羽根共同募金(毎年10月)、及び歳末助け合い募金(毎年12月)を実施。	・募金使途の周知されていない。	・共同募金委員会で事業計画を協議。 ・赤い羽根共同募金 目標額：4,000,000円 歳末たすけあい募金： 目標額：120,000円	・募金配分事業実施の際に共同募金の主旨や役割等の説明を実施。	地域福祉係
第29回福祉作文コンクール	・児童、生徒の福祉活動の啓発を目的に、作文を通して福祉活動を考える機会を設ける。	・児童、生徒を対象に、福祉について考える機会が必要。	・市内の全ての小、中学校に対して、作品を募集。	・市内の小学6年生及び中学2年生を対象に作品を募集。	地域福祉係

事業名 (箇条書き)	事業概要 (箇条書き)	課題	目標 明確に、数値で、いつまでに	具体的実施（取組）事項	担当係
ひとり親援助活動	・ひとり親家庭にとって必要な援助活動を実施。	・母子家庭の貧困率は世界の中でも最も高い状況。	・講座を1回開催。	・ひとり親世帯対象の家計講座の開催。	地域福祉係
男性料理教室	・男性に対し、料理教室を実施。	・料理に慣れていない男性が多く、栄養バランスのよい食事が摂れるよう学ぶ機会が必要。	・料理教室を開催。	・手軽に作れて栄養のとれる料理の教室を開催。	地域福祉係
赤い羽根作品コンクール	・赤い羽根をテーマとしたポスター及び習字の作品を募集。	・児童・生徒を対象に、福祉について考える機会が必要。	・市内の全ての小・中学校に対して、作品を募集。	・市内の小学3・5年生及び中学1年生を対象に作品募集。	地域福祉係
お笑い演芸会の開催	・高齢者同士の交流や外出の機会創出のために、ボランティアによる寄席を開催。	・開催場所によって、参加率に偏りがある。	・歳末たすけあい募金運動の時期に、各小校区で1回ずつ実施。	・平成26年度に参加率の低かった会場は、開催場所を見直し。	地域福祉係
子育て・障がい者世帯への支援	・子どもから大人まで、障がいがあってもなくても支え合いに関するテーマのイベントを開催。	・多様化する価値観に対応できるようなイベントが必要。	・歳末たすけあい募金運動の時期に、劇等を1回実施。	・子どもも理解できるようなテーマの劇等を企画。	地域福祉係
長久手市福祉まつりの開催	・市内のボランティア団体・福祉事業所が交流し市民が福祉について考える機会を設ける。	・実行委員形式で検討。	・3～4月に公募委員を募る。	・公募の実行委員を交え、企画・運営。	地域福祉係
高齢者生涯学習	・「初めて」をキーワードに、高齢者の生きがいづくり、健康増進、仲間づくりを目的に各種講座を開催。	・市からの委託時の講座内容が画一化しており、講座内容に偏りがある。	・新しい講座を1種類追加。	・福祉に関する講座を追加。	地域福祉係

事業名 (箇条書き)	事業概要 (箇条書き)	課題	目標 明確に、数値で、いつまでに	具体的実施（取組）事項	担当係
会員募集	・地域福祉の充実を目的に、強化月間（5、6月）を設け、募集活動を実施。	・自治会を通して募集を依頼しているため、自治会加入率の減少とともに緩やかに減少傾向。 ・募集方法の検討。	・さまざまな加入の仕方に対応できるよう体制を整備。	・自治会加入者以外の人にも、加入できるように、周知する。 ・どのような活動に使用されているかの周知。 ・随時加入できることの周知。	地域福祉係
貸付事業 (生活福祉資金・はやぶさ資金)	・生活に困窮した世帯に対し、必要に応じて貸付を実施。	・生活に対する価値観が多様化する中、生活に困窮する理由もさまざま、個々に適した支援が必要。	・緊急時に対応できるよう、フードバンクを活用できるように手続。	・貸付条件に該当する場合は、速やかに手続を行い、該当しない場合も食料譲渡などを検討。	地域福祉係
日常生活自立支援事業	・金銭管理に不安のある方の福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを実施。	・今年度より、基幹的社協から、事務が移管されるため、新たな事務手続等の把握。	・速やかな対応ができるよう体制を整備。	・職員が知識を習得し、複数で対応することで、速やかな対応。	地域福祉係
地域ボランティア養成事業	・地域のボランティア活動者を増やすための講座や勉強会を開催。	・地域でのボランティア講座やイベントが少ない。	・年3回以上開催。	・地区社協とも連携し、地域のサロンや共生ステーションで講座や勉強会を開催。	地域福祉係
ボランティア紹介・斡旋事業	・ボランティアが必要な人や施設等から依頼を受け、登録ボランティアを派遣。	・ホームページに関心が薄い人や、福祉の家から遠い人、ボランティア受け入れ施設側にボランティアセンターの存在や利用方法の認知度不足。	・ボランティア募集の依頼数が年間15件増加。	・ボランティアセンターのパンフレットを作り、地区の拠点や施設に出向き配布により、ボランティアの依頼方法等を紹介。又、ボランティア受け入れ先との研修会も実施。	地域福祉係
災害時ボランティアセンター事業	・災害時に被災者に特化した「災害時ボランティアセンター」を設置運営。	・災害時ボランティアセンター訓練に参加する市民が少なく、災害時ボランティアセンターの認知度が上昇しない。	・市民参加20名以上。	・災害時ボランティアセンター訓練への参加を、市広報だけでなく地区の回覧版を使って市民に呼びかけを実施。	地域福祉係
		・災害時ボランティアセンターに必要なテントの備蓄する置き場の確保。	・11月までに倉庫購入。	・倉庫設置の場所を確保し、倉庫を購入。	

事業名 (箇条書き)	事業概要 (箇条書き)	課題	目標 明確に、数値で、いつまでに	具体的実施（取組）事項	担当係
ボランティア相談事業	・ボランティアによるボランティアのための相談。	・相談事業について、市広報を読まない人の認知度不足。	・1月までにパンフレット作成。	・ボランティアセンターのパンフレットを作成し「ボランティア相談」について掲載。	地域福祉係
社会福祉協力校事業	・市内小中高等学校で福祉教育を普及させるため、福祉実践教室の開催や学校行事への参加。	・「発達障がい」を教えるボランティアグループのスキルアップ。	・「発達障がい」にかかる講座を春休みに1回開催。	・研修等に参加し、「発達障がい」の基本的知識を身に付け、みよし市の福祉実践教室に手伝いとして参加しスキルの向上。	地域福祉係
家庭体験ボランティア事業	・児童養護施設の子どもを長期休暇中に家庭へ招くボランティアを育成。	・ふれあい遠足会には参加するが、家庭体験ボランティアまで発展しない。	・ふれあい遠足会参加者から児童養護施設内でのボランティアを3名以上確保。	・家庭体験ボランティアへの前段階として、ふれあい遠足会参加者に、児童養護施設内でのボランティア活動を推進。	地域福祉係
団体補助	・各団体が自主活動できるよう支援。	・役員の担い手が不足。	・6月までに、各団体役員の活動の見直しを実施。	・各団体役員に、人材育成についてどのようにしているか聞き取り調査を実施。	地域福祉係
団体助成	・シニアクラブ活動の活性化や高齢者の生きがいづくりの推進	・参加者が限られてきて、新規会員加入が少ない。	・9月までに、シニアクラブ若手養成講座を1回開催。	・市内の高齢者を対象に、シニアクラブ若手養成講座を開催。	地域福祉係
	・市内の子どもたちが、異年齢の交流を経験し、社会に出たときに必要なコミュニケーション能力の向上をサポート。	・ジュニアリーダーズクラブの活動減少。	・9月までに、ジュニアリーダーズクラブの改善点を提案。	・ジュニアリーダーズクラブ定例会に参加し活動の聞き取りを実施。	地域福祉係
	・市内の障害児・者団体の活動の補助。	・健常者と障がい者が一緒になって活動する場が少ない。	・年度内に1回、カラーリング大会を開催。	・ノーマライゼーションの理念の普及を目的とし、近隣市町村等に参加を要請し、カラーリング大会開催。	地域福祉係

事業名 (箇条書き)	事業概要 (箇条書き)	課題	目標 明確に、数値で、いつまでに	具体的実施（取組）事項	担当係
居宅介護支援事業	・ 居宅サービス計画書を作成し、各事業所との連絡調整。	・ 利用者の施設入所や入院等が相次ぎ、作成件数が減少。	・ 年間作成件数 1, 200 件。	・ 依頼があった場合は受託。	事業係 (居宅介護支援事業)
介護認定調査	・ 市町村からの依頼を受け、介護認定調査の実施。	・ 調査員一人あたりの調査件数が年々減少。	・ 調査技術の維持。	・ 年 1 回開催される現任研修に参加。 ・ 調査票を事業所内で回覧し、公平公正な調査内容になっているか確認。	事業係 (居宅介護支援事業)
訪問介護事業	・ 介護保険制度に基づく在宅サービス、ヘルパーを派遣して身体介護、生活援助。	・ 経営の安定。	・ 利用者 2 名増やし 36 名。 ・ 要介護認定の利用者の新規契約の増加。	・ 介護支援専門員に受入可能な情報を提供し、要介護認定の判定状況を把握して契約につなげる。	事業係 (訪問介護等事業)
居宅介護事業・移動支援事業	・ 障害者総合支援法、地域生活支援事業に基づく移動支援事業	・ 個々の障がいの特性に対するスキルが事業所として統一出来ない。	・ スキルの統一。	・ 長久手市障がい者相談支援センターに依頼し、年 1 回研修を実施。	事業係 (訪問介護等事業)
通所介護事業	・ 在宅生活を送る要介護、要支援の利用者に対して、生活相談、機能訓練、擁護、健康チェック、食事の提供、入浴、送迎を実施。	・ 機能訓練を充実。 ・ 職員の質を向上。 ・ 経営の安定。	・ 屋外歩行訓練を年 3 回実施。 ・ 内部研修会を月 1 回実施。 ・ 増収。	・ 外出レクリエーションを年 3 回計画。 ・ 介護サービス向上推進協議会が設定している必要研修項目の研修を行う。 ・ 収益増にむけて利用者数の精査及び定員数の拡大の検討、経費の試算。	事業係 (通所介護等事業)
生きがい型デイサービス事業	・ 満 65 歳以上高齢者単身者のひとり暮らし、要介護認定で非該当の者等に対して、日常動作訓練や趣味活動を提供し、高齢者福祉の増進を図る。	・ 平成 26 年度実績 3 名で 1 日 5 名の定員割れ。 ・ 経営の安定。	・ 今年度中に利用者 2 名増員	・ 利用希望者や、問い合わせがあった利用者に関き取りを行い、ニーズに合わせて利用しやすい環境を整える。	事業係 (通所介護等事業)

事業名 (箇条書き)	事業概要 (箇条書き)	課題	目標	具体的実施(取組)事項	担当係
地域活動支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者、及び障がい児に対して、入浴、食事の介助、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度、年間1日平均利用者数平均10.5名、定員15名を下回る。</li> <li>経営の安定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>明確に、数値で、いつまでに</li> <li>年間1日平均利用者数13名。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケートや聞き取りでそれぞれのニーズを把握し、利用しやすい環境を整備。</li> </ul>	事業係 (通所介護等事業)
介護予防ケアマネジメント業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>要支援1、2の認定者へのケアプラン作成、評価</li> <li>二次予防事業対象者へのアセスメント、相談、ケアプラン作成・評価</li> <li>高齢者を対象とした介護予防教室(社協まめ会)の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防教室の男性参加者が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月参加者40人以上。</li> <li>男性平均参加者8名。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男性参加者が比較的多い映画上映をプログラムに組み込む。</li> <li>シニアクラブ役員会、介護支援専門員、担当エリア外の民生委員にもチラシを配布し告知。</li> </ul>	相談支援係 (地域包括支援センター事業)
総合相談支援業務及び権利擁護業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護、医療、福祉、生活全般に関する相談</li> <li>高齢者の権利に関する相談(虐待・消費者被害など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会等との日時調整が難しく、新たな場所での定期開催の出張相談ができない。</li> <li>活用可能な社会資源の可視化ができていない。</li> <li>行方不明高齢者保護ネットワーク事業の認知度不足。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出前講座を年4回実施。</li> <li>今年度中に市民配布用社会資源マップを作成。</li> <li>10月までに勉強会を開催。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出張相談の代わりとして出前講座を実施。</li> <li>市及びたいようの杜地域包括支援センターと協力して整備。</li> <li>認知度向上の為、市内介護支援専門員への勉強会を開催。</li> </ul>	相談支援係 (地域包括支援センター事業)
包括的・継続的ケアマネジメント業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当介護支援専門員が決まるまでの利用者支援。</li> <li>介護支援専門員への助言・指導。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談件数が減少傾向。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>勉強会や意見交換会を年度内に2回実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内居宅介護支援事業所への定期連絡を増やし、相談内容に沿った勉強会や意見交換会の実施。</li> </ul>	相談支援係 (地域包括支援センター事業)
介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>65歳以上の市民(介護保険認定者を除く)対象の運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上の介護予防教室を開催。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運動器の機能向上教室は、リピーターが多く、栄養改善教室と口腔機能向上教室は、参加者が定員割れ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「口腔ケア教室」、「栄養改善教室」参加者10人以上。</li> <li>新規申込者が各教室の定員の半数以上。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の広報での募集以外に、チラシ作成。いきいき倶楽部や民生委員にもチラシを配布し、より幅広い周知。</li> </ul>	相談支援係 (地域包括支援センター事業)
長久手市障がい者相談支援事業 (委託事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉サービスの利用援助</li> <li>社会資源を活用するための支援</li> <li>社会生活力を高めるための支援</li> <li>権利擁護及び成年後見制度利用のために必要な援助</li> <li>専門機関の紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者が同事業を受託し、共同で実施していることから、組織構築が滞っており、支援センターの周知不足。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉サービスの利用に関する説明会の実施。</li> <li>最低、年1回の実施の他、随時要請に応じて実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校・保育機関等にて、説明会を実施。</li> <li>潜在的な支援ニーズの発見。</li> </ul>	相談支援係 (障がい相談支援事業)

事業名 (箇条書き)	事業概要 (箇条書き)	課題	目標	具体的実施(取組)事項	担当係
障害支援区分認定調査 (委託事業)	・ 障害支援区分の認定調査の実施	・ 市役所からの指示により実施するものであるため、計画的な事業実施が困難。	・ 調査目標件数年間48件	・ 滞りのない調査の実施。	相談支援係 (障がい相談支援事業)
指定特定相談支援事業	・ サービス等利用計画の作成 ・ モニタリングの実施	・ 相談支援専門員の育成及びスキルアップ。 ・ 経営の安定	・ 作成した計画内容の検討会を毎月実施。 ・ 計画作成目標件数年間30件	・ 計画作成における支援の方向性 の見立て方、目標の設定の仕方、 緊急度の有無に関する点について、 検討会にて確認。 ・ 計画的な業務の実施。	相談支援係 (障がい相談支援事業)
指定障害児相談支援事業	・ 障害児支援利用計画 ・ モニタリングの実施	・ 相談支援専門員の育成及びスキルアップ。 ・ 経営の安定	・ 作成した計画内容の検討会を毎月実施。 ・ 計画作成目標件数年間60件	・ 計画作成における支援の方向性 の見立て方、目標の設定の仕方、 緊急度の有無に関する点について、 検討会にて確認する。 ・ 計画的な業務の実施。	相談支援係 (障がい相談支援事業)
生活困窮者自立相談支援事業	・ 生活困窮者に対する相談支援 ・ 就労その他の自立に関する相談支援 ・ 支援計画書の作成 ・ 生活困窮者支援を通じた地域づくり	・ 職員のスキルアップ。 ・ 支援調整会議の開催。	・ 相談者に適切な支援を行うため、 知識・技術を習得する。 ・ 支援調整会議を毎月定期開催する。	・ 「自立相談支援事業従事者養成 研修」等の研修に参加する。 ・ 市の担当課と支援調整会議の開催 方法について協議し、5月から 定期開催するための準備を行う。	相談支援係 (生活困窮自立支援事業)
生活困窮者家計相談支援事業 (新規)	生活困窮者に対する家計相談支援 ・ 家計診断 ・ 家計支援計画書の作成及び必要な 支援の調整 ・ 家計状況のモニタリング	・ 新たな受託事業となるため、職員 の知識・技術の習得、事業実施に 係る体制作りが必要。	・ 相談者に適切な支援を行うため、 知識・技術を習得する。 ・ 事業に必要な様式や自立相談支援 事業との分担・連携体制を整備する。	・ 各種研修や勉強会等に参加する。 ・ モデル事業実施機関を視察する。	相談支援係 (生活困窮自立支援事業)